

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

246
05/11/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security

223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーネ102号

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

編集責任者 ■ 梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

自衛隊と在日米軍の統合をすすめる

民意を無視した 基地の「拡散」と「トライ回し」

日米「再編合意」は 民主主義への裏切り

10月29日、「日米安全保障協議委員会(「2+2」)において、日米政府は在日米軍再編に関する「中間報告」を発表した。米軍の世界的態勢再編(GPR)の中で、ほとんど唯一残されていた日米交渉は、二つの意味で危険きわまりなくも無残な結末に終わった。第1に、憲法平和主義はもとより日米安保条約の枠組みさえ突破して、米世界戦略に奉仕する「日米軍事統合」が追求されていることである。第2には、再編の内容は、基地の重圧に呻吟する沖縄をはじめとする地元自治体、住民の声を一切無視した「基地被害の拡散・トライ回し」と呼ぶべきご都合主義に他ならない。各地から一斉に非難の声が上がったのは当然である。政府は「地元の理解を得て」、来年3月までに最終結論を得ると言明している。しかし、これは民主主義が正常に機能する国であれば達成不可能な目標である。

「日米同盟: 未来のための変革と再編」と題された報告書の全文は、外務省ホームページ¹で読むことができる。以下、要点を紹介しながらコメントを加える。

役割・任務・能力における 日米の究極的一体化

テロとの闘い、拡散に対する安全保障構想(PSI)、イラクへの支援、インド洋における津波や南アジアにおける地震後の災害支援をはじめとする国際的活動における二国間協力や2004年12月の日本の防衛計画の大綱、弾道ミサイル防衛(BMD)における協力の進展、日本の有事法制、自衛隊の新たな統合運用体制への移行計画、米軍の変革と世界的な態勢の見直

今号の内容

在日米軍再編
<2+2>「中間報告」を批判する
<技術情報> 空母の原子炉
米国の核兵器
核バンカーバスターから
「交換弾頭」重視へ
先制使用を正当化する
新ドクトリン
国連総会
NAC、「日本決議」に賛成

しといった、日米の役割・任務・能力に関連する安全保障及び防衛政策における最近の成果と発展を、双方は認識した。(役割・任務・能力)

基本的考え方

このような前提に立って、特に自衛隊と米軍の役割・任務・能力を検討するのが今般の協議の重要な主題の一つであった。「日本の防衛及び周辺事態への対応」と「国際的な安全保障環境の改善の取り組み」が重点分野とされた。基本的考え方には以下が含まれる：

日米防衛協力は日本の安全と地域の平和と安定にとって引き続き死活的に重要。

「新防衛大綱」で示された防衛態勢に基づき、日本の防衛や周辺事態に対応。

米国は、周辺事態の抑止のため前方展開兵力を維持、増強して日本を支援。

日本の防衛及び周辺事態への対応に際しての日米の活動の整合を図る。

日本は基地提供と接受国支援(思いやり予算など)筆者注を提供し、米軍の活動を「切れ目なく支援」する。双方は、在日米軍のプレゼンス及び活動に対する安定的な支持を確保するために地元で協力する。米軍の打撃力と核抑止力は、引き続き不可欠。

向上すべき活動の例

二国間協力を特に向上させる分野としては、防空、弾道ミサイル防衛、拡散阻止行動、テロ対策、情報、監視、偵察(ISR)活動などと並んで次の三つの分野が示された。

補給、整備、輸送といった相互の後方支援活動。補給協力には空中及び海上における給油を相互に行うことが含まれる。輸送協力には空中及び海上における給油を相互に行うことが含まれる。輸送協力には航空輸送及び高速輸送艦(HSV)の能力によるものを含めた海上輸送を拡大し、ともに実施することが含まれる。

非戦闘員(NEO)のための輸送、施設の使用、医療支援その他関連する活動。

港湾・空港、道路、水域及び周波数帯の使用。

これらは97年の「新ガイドライン」で登場し、「周辺事態法(99年)」「有事法制(03-04年)」によって肉付けされてきた活動であり、いずれも民間の能力や自治体の権限の活用を不可欠とする。現行法の下では軍事利用の障害になりにかぬない港湾や空港の軍事利用と自治体の管理権を「無力化」する宣言とも読み取れる。

不可欠な措置

日米協力態勢を強化するための不可欠な措置として、「報告書」が挙げるのは次の7点である。

緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整：部隊戦術レベルから戦略的な協議まで、政府及びあらゆるレベルで緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整を行うこと。米軍及び自衛隊の間で共通の運用画面(Common Operational Picture)を共有すること。計画検討作業の進展：共同作戦計画の策定にあ

たっては、「空港及び港湾を含む日本の施設を自衛隊及び米軍が緊急に使用するための基礎が強化された日本の有事法制を反映するものとなる。(略)関連政府機関及び地方当局と緊密に調整し(略)一般及び自衛隊の飛行場及び港湾の詳細な調査を実施」する。

情報共有及び情報協力の向上：共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる。

相互運用性の向上：米軍と自衛隊は定期的な協議を維持。司令部間の接続性を強化。

日本及び米国における訓練機会の拡大：自衛隊及び米軍の訓練施設・区域の相互使用を増大、自衛隊の「グアム、アラスカ、ハワイ及び米本土における訓練も拡大される」。

自衛隊及び米軍による施設の共同使用：具体的な機会については兵力態勢の再編に関する中で述べられる。

弾道ミサイル防衛(BMD)：「双方は、不断の情報収集及び共有並びに高い即応性及び相互運用性の維持が決定的に重要であることを強調した。米国は、適切な場合に、日本及びその周辺に補完的な能力を追加的に展開し、日本のミサイル防衛を支援するためにその運用につき調整する」。

運用、作戦計画、施設・区域・・・あらゆる局面での「日米統合」が、民間施設を巻き込んで押し進められる。日米安保条約と地位協定の枠組みをほとんど無意味とするような合意である。「共有された秘密情報を保護するための必要な追加的措置」は、かつて日本でも議論になった「スパイ防止法」を彷彿とさせる。

「米軍駐留は支持されている」

双方は、沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持すると共通のコミットメントに कांगみて、在日米軍及び関連する自衛隊の態勢について検討した。安全保障同盟に対する日本及び米国における国民一般の支持は、日本の施設及び区域における米軍の持続的なプレゼンスに寄与するものであり、双方は、このような支持を強化することの重要性を認識した。(兵力態勢の再編)

本誌でもしばしば引用してきたように、米軍の世界的態勢見直しの原則の一つは、「歓迎されないところに配備しない」というものであった。しかし、「米軍基地を歓迎しない」沖縄を初めとする各地の基地を抱える自治体と市民が、固唾を呑んで見守った再編協議は、「米軍は歓迎されている」という手前勝手な決めつけを前提とするものに終わった。その結果、もっぱら抑止力の維持・強化という軍事的要請のみが前面に据えられた。この責任は、一重に、基地周辺の声を黙殺し、協議のテーブルに載せることをしなかった日本政府にある。

基地をトライ回し = 民意に反する再編勧告

4ページへつづく

閣僚は、地元との調整を完了することを確約するとともに、事務当局に対して、これらの個別のかつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう指示した。これらの具体案は、統一的なパッケージの要素となるものであり、パッケージ全体について合意され次第、実施が開始されるものである。双方はこれらの具体案の迅速な実施に求められる必要な措置をとることの重要性を強調した。(2再編に関する勧告)

果たせるかな、「報告書」が打ち出したのは、地元にとっては「寝耳に水」の「基地再編・強化策」以外の何物でもなかった。「負担の軽減」は、米軍基地を自衛隊との「共同使用」といって「溶媒」で薄め、拡散することにすりかえられた。「パッケージ」とは、部分的修正の余地を与えない強圧的な態度である。当事者となった地域は、新しく登場した「日米共同軍」といって「隣人」を「理解をもって」迎えることを強いられる。神奈川県相模総合補給廠のように「遊休施設」として地元が返還要求していた施設の返還も棚上げされるケースもある。以下に勧告の要点を記す。

共同運用体制の強化:横田基地に共同統合運用調整所を設置、日米共同使用する。

米陸軍司令部機能の改善:キャンプ座間を「展開可能で統合任務が可能な(米陸軍の)作戦司令部」と日本の中央即応集団司令部が共同使用する。キャンプ座間と相模補給廠の効果的かつ効率的な使用の可能性が探求される。

航空司令部の併置:府中(東京都)の空自航空総隊司令部が横田に移駐、第5空軍司令部と併置され、ミサイル防衛の司令部組織間の連携強化、センサー情報の共有が行われる。

横田飛行場の空域:現存の米軍管制空域の削減、日本の管制官の併置が追及される。

ミサイル防衛:日本はXバンド・レーザー・システムの展開地を検討。米国はパトリオットPAC-3やスタンダード・ミサイルを適宜展開。

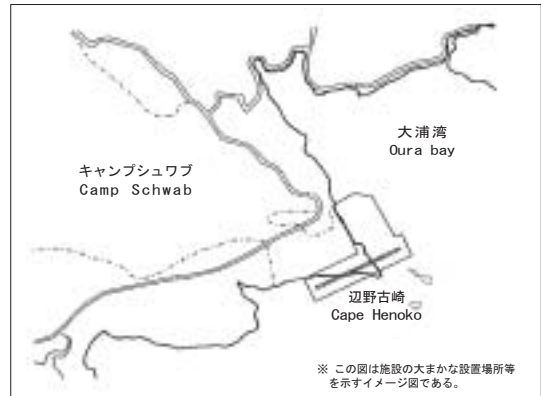
米海兵隊の再編

* 普天間飛行場移設の加速:代替施設は、普天間飛行場に現在駐留する回転翼機が、日常的に活動をともにする他の組織の近くに位置するよう沖縄県に設けられなければならない。

* キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶL字型に代替施設を設置する。滑走路は護岸を除いた合計の長さが1,800メートルとなる。格納庫などの航空支援活動は、大浦湾に建設される予定の区域に置かれる。キャンプ・シュワブ区域内の施設は、普天間飛行場に関連する活動の移転を受け入れるために、必要に応じて再編成される。

* 普天間飛行場の他の能力は、以下の調整を行った上で維持する。

・KC-130は、移転先として海上自衛隊鹿屋基地



「中間報告」に添付された概念図

が優先して検討。

・緊急時の航空自衛隊新田原基地及び築城基地の米軍による使用強化。運用施設整備。

・長い滑走路を用いた活動のため、緊急時における米軍の民間施設の使用を改善。

* 兵力削減:第3海兵隊機動展開部隊(MEF)司令部はグアム又は他の場所に移転。残った部隊は海兵機動展開旅団(MEB)に縮小再編。

* 嘉手納飛行場以南の人口集中地域にある相当規模の土地の返還を検討。

* 土地の返還及び施設の共同使用:嘉手納基地、キャンプ・ハンセンなどの自衛隊との共同使用を実施。

空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐

* 空母艦載機ジェット機及びE-2-C飛行隊を厚木から岩国に移駐。

* 海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等を岩国から厚木に移駐。

* 訓練空域の調整。

* 空母艦載機の離発着訓練のための恒常的訓練施設の設定。それまでの間、暫定的に硫黄島で実施。

* KC-130を受け入れるための海上自衛隊鹿屋基地の整備。

* 岩国飛行場に必要追加施設、インフラ及び訓練区域の整備。

訓練の移転

嘉手納飛行場、三沢飛行場や岩国飛行場といった米軍航空施設から他の軍用施設への訓練の分散を拡大。

在日米軍施設の収容能力の効率的な使用

例えば、災害救援や被害対処といった緊急時における地元の必要性を満たすため、相模総合補給廠の収容能力を活用する可能性を追求する。

移転費用は日本が負担

日本政府は、このような兵力の移転が早急に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、米国政府と協力して、これらのグアムへの移転を実現可能とするための適切な資金的その他の措置を見出すために検討を行う。(2再編に関する勧告)



空母原子炉の 実践的技術情報

梅林 宏道

米国のサンディエゴにおいてニミッツ級原子力空母の母港化が行われたとき、米海軍は環境評価書(EIS)を作成した。反母港化の市民運動は、海軍のEIS草案に対して専門家を動員して批判を行った。本記事の多くは、その過程で得られた情報によるものである。とくにゴードン・トンプソン博士(資源安全保障研究所所長、応用数学博士、原子炉事故分析の専門家)の論文が参考になった。

1 原子炉の出力

ニミッツ級原子力空母(CVN)の動力原子炉はウェスチングハウス製加圧水型軽水炉であり、熱出力が600メガワット(60万キロワット)以下とされる炉が2基搭載されているとされる。最近の標準的な商業用発電炉は電気出力100万キロワット(熱出力約300万キロワット)であるから、その約5分の1の規模の原子炉2基が、混雑した東京湾をウロウロ動き回ることになる。炉に関する技術情報はいっさい軍事機密とされ、その安全性に関する第三者による客観的検証が不可能である。米海軍は、原子力規制委員会、及び原子炉安全諮問委員会の審査を経ており、安全性に問題はないとしている。しかし、商業用発電炉に関しては、事故の可能性を分析するための相当量の技術情報が公表されているが、海軍原子炉に関しては、それに相当する情報は皆無である。

2 原子炉燃料

ニミッツ級原子炉の燃料に使われている濃縮ウランにおけるU235濃度は、トンプソンによると95-97%とされている。アーキンらの古典的な「核兵器データブック」によると、使用前の海軍原子炉のU235濃度は97.3%である。ちなみに、事故シミュレーションを行ったデービス・レポートは、この数字を用いて原子炉内の放射能インベントリを推定している。参考までに、天然ウランのU235濃度は0.7%であり、商業用発電炉の燃料では2-6%程度である。90%以上のU235を含むウランを兵器級と呼ぶが、海軍原子炉の燃料はまさに極めて濃度の高い兵器級ウランを使用していることになる。

このことから見ても、海軍原子炉は商業発電炉と相当に異なった設計であることが分かる。一般にウラン濃縮度が高いほど反応エクスカージョン(異常増大)を起こしやすい。

3 炉停止中も崩壊熱

CVNが横須賀に停泊しているときに、原子炉が停止されるにしても、直前まで運転していた原子炉では、相当

量の放射性崩壊熱が発生する。炉を停止して1日後の崩壊熱出力は、運転時の出力水準の5%と見積もられている。したがって崩壊熱が炉心を損傷しないレベルに低下するまで、冷却水を循環させ続けなければならない。この段階であっても冷却が止まると、炉心は損傷、あるいは熔融事故を起こす可能性がある。原子炉が停止している場合、冷却水を循環させる電力は原子力以外の電力に頼らなければならない。バースに停泊中であれば、陸上電力に頼ることになるであろう。したがって、もし陸上電力が何らかの理由で停止した場合、それは一見原子炉と関係のない事故のように見えても、炉心事故につながるものである。

サンディエゴにおけるステニスが座礁によって復水器を冷却できなくなったときに、原子炉が緊急停止した事故の場合も、炉心の冷却が不能になったのであり、炉内条件によっては大きな事故になり得たと考えるべきであろう。

つまり、海軍原子炉の場合、炉構造以外のさまざまな事故や手違いが、原子炉の惨事につながるものであり、特有の事故予想分析が必要となる。

4 急激な出力調整

ニミッツ級空母の原子炉では、極めて低い出力レベルからフル出力まで「1分程度」で出力を上げることができるとされる。これが戦闘状態における優れた能力であるとされている。商業発電炉ではこんな芸当はできない。しかし、このような急激な出力上昇は、燃料の表面と中心部の間に急な温度勾配を発生させ、燃料体に熱歪みを生み出す。この歪みに耐えるために炉の設計は、商業用原子炉にはない堅牢な構造が要求される。

また、戦闘に必要な(振動を含めた)加速度への耐性や対ショック構造(魚雷の衝撃さえ想定する必要がある)も必要である。この面からも炉心設計には堅牢な構造が要求される。ニミッツ級原子炉では、50g(gは重力加速度)までの加速度に耐えるように設計されているという。

このような堅牢さがどのような技術で確保されているのか、安全上極めて重要な情報であるが、一切の情報が公開されていない。したがって、ここでも第三者が安全

6ページ下段へつづく

「交換弾頭」路線に転換か

11月7日、米国の上下両院会議は核兵器開発の方向性を明確に転換する法律に合意した。それは「2006会計年エネルギー及び水資源開発歳出法」であり、この中にエネルギー省国家核安全保障管理局(NNSA)の核兵器研究開発予算が含まれている。それによると、強力地中貫通型核兵器(RNEP、核バンカーバスター)の研究予算はゼロ、また、新しいピット生産工場の建設予算もゼロになった。そして、本誌240・1号で解説した信頼性代替弾頭(RRW)と呼ばれる新型交換弾頭の研究開発に高額2,500万ドルを決定した。

核バンカーバスターから撤退

05年度予算で計上していたにもかかわらず、全額カットされた核バンカーバスター研究費(本誌223号参照)を、NNSAは06年度予算に400万ドル要求していた。しかし、下院はこれを拒否する法案を、上院はこれを認める法案を主張し、上下両院会議における調整が行われていた。その過程で、NNSAは予算要求を撤回し、10月25日、両院会議は核バンカーバスターの予算をゼロにすることに合意した。この時点で各紙がこれを報じたが、報道によると、背景にはブッシュ政権内で「通常弾頭によるバンカーバスター」に開発の重点を移すという政策転換があった。少なくとも、01年の「核態勢見直し」の路線の一角が崩れたことになり、そのこの意味は大きい。

路線転換に至るか

昨年度予算でゼロになった先端概念核弾頭は、今年も要求されなかったようである。注目すべきは、本誌240・1号で解説した信頼性代替弾頭(RRW)と呼ばれる新型交換弾頭の研究にエネルギー省が935万ドルを要求していたものに対して、議会は3倍近い2,500万ドルを付けることを決定した。RRWとは、現在の核弾頭の維持には費用がかかるとして、単純で堅牢な新型弾頭を開発し、現有弾頭をそれと交換して行くというものである。

今回の議会の決定で注目すべきことは、議会在RRWに条件を付けたことである。RRW計画の核弾頭的设计においては、現在配備中の核兵器を超えるような軍事能力を付与してはならない、また、核実験再開を必要とするようなデザイン変更をしてはならない。

このことは、少なくとも議会としては今後の核兵器開発の方向性をRRWの方向に整理したことを窺わせる。これは、新しい核能力の開発を封じつつあるという意味において、反核運動の圧力が一定の効を奏しつつあるとも言えるかも知れない。しかし、今年の決定が路線転換と言えるだけの持続性を持つものなのか、十分に警戒する必要があるであろう。

また当然にも、そもそも交換弾頭で今後何10年も核弾頭を保持し続けることは、「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」に反することを、私たちは主張し続けなければならない。(梅林宏道)

5ページからつづく

性を評価することができない。商業発電炉と同じように燃料のクラッド(被覆)材にジルカロイを使用していると、堅牢さを強めるために多くのジルカロイが使用されている可能性がある。その場合、別の性質のために事故の危険性を高める要因ともなる。それは、何らかの事故で摂氏1000を超えた場合、ジルカロイ中のジルコニウムが水蒸気と急激な発熱反応を起こし、炉心の温度上昇を加速させてしまうからである。スリーマイル事故ではこの現象がおきた。

5 米海軍は詳細な事故対策

2000年1月31日、米海軍はニミッツ級原子力空母のサンディエゴなどへの母港を決定したとき、議会への説明の中で、地元と事故対策と手順を話し合ったことについて、次のように書いている。

「最終EISでは、海軍推進用原子炉の運転にともなうあらゆる種類の緊急事態に対して、海軍は対策と手順を作っている、と述べている。これらの対策と手順は、公表できないような機密情報と機微な軍事情報を含んでいる。海軍省、州、郡(カウンティ)地域防災当局の担当者の最近の会合では、海軍省、州、郡、地元の既存の緊急計画が、極めて可能性の低い放射能緊急事態において適切であるということとで一致を見た。」

米国内ではこのような処理で済んだとしても、異なる主権国家間の場合、前提がまったく異なる。事故があったときに日本に調査権すらない。米国の機密情報だからという理由で、安全性の主體的判断ができないまま、日本は危険物の受け入れはできないであろう。国会での議論を伴いながら、長期間の外交交渉が必要とされるような事案である。

核兵器の先制使用を正当化 新「統合核作戦ドクトリン」

「ワシントン・ポスト」の報道

9.11事件から4周年の05年9月11日、ワシントン・ポスト紙は米国防総省が核兵器の使用に関する指針の改定に向けた草案をまとめたと報じた。記事は、ウォルター・ピンカス記者によるもので、見出しに「ペンタゴンは核攻撃計画を見直し」、副題として「禁止兵器に対する先制使用を含む戦略に」とある。天然資源保護協議会(NRDC)のハンス・クリステンセン氏が、この文書の内容に気付いた¹。

草案は、敵国やテロ組織による大量破壊兵器(以下WMD=Weapons of Mass Destruction)を使った攻撃を阻止するため、軍司令官が核兵器の先制使用の許可を大統領に求めることができるとした先制攻撃の考えを前面に打ち出した核戦略の改定を打ち出している。

「統合核作戦ドクトリン(Doctrine for Joint Nuclear Operations)」と呼ばれるこの文書はリチャード・マイヤーズ統合参謀本部議長の指示の下、統合参謀本部が2005年3月15日に作成したもので、最終調整版(2)とあるように、未だラムズフェルド国防長官の決裁は受けていない。しかし、1995年のクリントン政権時代につくられた現行の核兵器使用ドクトリンが、先制核兵器攻撃、または敵対勢力のWMD脅威を理由にした先制核攻撃を含めていないのと比べ、極めて攻撃的な内容であり、大きく変化している。

草案は、A4、58ページとかなりの紙数である。目次を8ページに掲げる。

冒頭にある「主な変更点」は、1995年12月15日付「統合出版3-12の改訂」と副題が付けられており、以下の項目をあげている。

- 戦略と戦域両方の核作戦についての議論を含むアメリカ合衆国の核戦力の目的を述べている
- 広範な軍事作戦にわたって、核兵器使用に関する議論を見直している
- 核作戦に関する最新の拡大された議論を提供している
- 核作戦への統合標的設定サイクル過程の導入
- 使用と部隊統合についての考察のアップデート
- 「戦域核作戦」の章(第3章)の追加

戦域核の先制使用

変更の核心は、第3章にある。その章の「1. 合衆国の戦域核作戦の役割」は、次のように述べている。

- 「a) 拡散: 冷戦の終結によって地球規模の核戦争の懸念はより低くなったが、WMDの拡散によって核

兵器使用の危険性がより高まっている。無数の非国家組織(テロリスト集団、犯罪者)と多くの地域国家を含む約30の国がWMD保有計画を持っている。

更に、独立の、または敵対的国家から援助を受けた非国家主体によるWMD使用の可能性は、重要な拡散の懸念を残している。

b) 準備: 責任ある安全計画は、現在は多分ありえないことであっても可能性のある脅威に対する準備を必要としている。(中略) 合衆国に対するWMDの使用を最大限、抑止するために、合衆国軍隊は、核兵器を効率的に使用できる準備をすることが不可欠であり、WMD使用に対する予防と報復のために必要とあらば、核兵器を使用する決意を持っていないなければならない。(-1頁)

つまり、WMDの拡散により、WMDが合衆国に対して使用されることを抑止するために、必要とあらば核兵器の使用のみならず先制使用もあり得ると主張している。その上で、「地理的な戦闘軍司令官は、様々な条件の下での核兵器の使用を大統領が是認することを求めることができる」として、例えば、下記を含む8例を示している。

「a) 合衆国、多国籍軍、同盟国軍、あるいは一般住民に向けて、WMDを使用、ないし使用を意図する敵対勢力に対して。

b) 敵対勢力の生物兵器によるさし迫った攻撃が予想され、核兵器の効果のみがそれを安全に破壊できる場合。

c) 合衆国や、友好国、同盟国に対してWMD攻撃を実行しようとする敵対勢力が必要とするWMDが存在する施設、生物・化学兵器を貯蔵した深く、強化されたバンカーや、C2(指揮、統制)インフラストラクチャーへの攻撃。(-2頁)

核の先制使用を正当化する記述は他にもある。例えば、「1章2. 基本的考察」の「a) 抑止」の項では、「潜在的敵対勢力のWMD使用を抑止するためには、合衆国は、信頼性がありかつ効果的な対応をもって、先制攻撃をするか、または即座に報復攻撃する能力と意志を合わせ持っていることを敵の指導者に信じさせねばならない(-6頁)」としている。

昨年、米議会は、しばしばバンカーバスターと呼ばれる強力地中貫通型核兵器(以下、RNEP)の研究予算を全額削除した。しかし新ドクトリン草案は、敵のWMD、生物・化学兵器を貯蔵した深く、強化されたバンカーへの攻撃に、核兵器を使用する可能性を明記しようとしている。これはRNEPの必要性を述べ、その研究開発の推進を主張するものである。事実、4月、ラムズフェルド国防長

官は、上院軍備委員会に出席し、予算は、研究のため、いかなる特別な武器の製造も開始するものではないとしているが、バンカーバスター研究の予算化を求めた。(この要求は、6ページのコラム記事にあるように議会から拒否された。)

波紋と修正の動き

NRDCのハンス・クリステンセンは、ドクトリンの最終版は、8月にできていたが、未だ公表されていないと言いつつ、その後の報道によると、最終版は未定のようなのである。

最終版が遅れている理由は、核兵器の先制使用の可能性が高まることへの懸念、あるいは、バンカーバスターや他の特殊な核兵器開発の予算を議会に納得させる努力の妨害になるかもしれないという懸念である。

バンカーバスター計画の指導的反対者である、下院軍備委員会のメンバー、エレン・タウシャー議員は、草案は「明らかにNPR(核態勢見直し)を最後まで進めるものであり、議会が計画に疑問を持っている問題を回避しようとするものである」とする²。

しかし9月19日の「ワシントン・ポスト」は、再度、関連記事を書き「国防総省は、核兵器の先制使用の可能性を示す新ドクトリンを再考しようとしている」と報じている。その記事から以下のことが示される。

9月9日、国防総省統合参謀本部スポークスマンは、草案は、ラムズフェルド事務所から最終的な承認を得るべく動いており、統合参謀本部のウォルター・シャープ局長によって、2-3週間の内にサインされることが期待されると話した。しかし、9月11日、ワシントンポスト紙記事の後、ある部員の話にれば、国防総省での見直しは、まだ時間がかかり、既にいくつかの変更がなされている。

下院歳出小委員会委員長であるデイビッド・ホブソンは「草案は人騒がせで、古い、冷戦時代の思考を体現している」国防総省の説明では、草案に関する議論はまだ進行中である」と述べている。

あいつぐ批判

さらに9月19日付け「ワシントン・ポスト」には次のような批判が引用されている。

多くの軍備管理専門家は、草案を非難している。ある人は、「核兵器を先制的に使用する計画を公式化することは、それらが使用される可能性を高めるだろう」と言う。他の人は、先制攻撃の是認は、非核兵器国に核兵器を持たないよう説得することが更に困難になる、と言う。

4ページからつづく

海兵隊のグアム移転にもなう費用を米軍は約5,000億円と見積もっている。日本政府は「(他国と違い、沖縄の負担軽減という日本側の事情で米軍が移転する)として、米の要請にこたえ、このうち3,200億円を負担する方針と報じられている。これは「思いやり予算」をもってしても正当化できない支出であり、政府は特別な協定や法的措

「統合核作戦ドクトリン」目次

序文

主な変更点

要約

1章 核戦力の基本事項

核戦力の目的と原則

基本的な考察

軍事作戦の射程

2章 核作戦

はじめに

指揮関係、指揮と統制、指揮責任

統合計画と設定目標

使用と部隊統合

戦闘準備態勢

核兵器使用後の作戦の継続

3章 戦域核作戦

合衆国の戦域核作戦の役割

戦域核支援部隊

指揮、統制、調整

計画

14日には、ロシア国防長官セルゲイ・イワノフが、NATO防衛の会合が開かれたベルリンで、「核兵器の使用に対する敷居を低めることは、それ自身が危険であると述べている。

カーネギー国際平和財団のジョセフ・シリシオーネは、「1991年にジョージ・ブッシュ大統領が、ヨーロッパにおける2,000発の核砲弾など陸軍戦術核を撤廃し、海軍の艦船からも戦術核を撤去し、極東から移動させた。新ドクトリンは、アイゼンハワー大統領が市街地破壊の核兵器から戦場使用の核兵器へと移行させた1950年代の光景に戻ることである」と批判している。

これらの批判に対し、国防総省トップは、繰り返し反論している。9月20日の報道用発表で、マイヤーズ統合参謀本部議長は、「大佐レベルの調整用のもので、最終版ではなく、批判されているものとは異なったものとなる」「ドクトリンは、基本的なことは変わることはないが、核使用の敷居をより低めることはない」と述べている。

この秋にもドクトリンの最終版が出ると見られているが非公開部分があるであろう。言うまでもなくアメリカの核戦略は世界に大きく影響する。動向を注視していきたい。(湯浅一郎)

1 http://www.nukestrat.com/us/jcs/jp3-12_05.htm

2 2005年9月11日『ワシントン・ポスト』

置を講ずることを検討している³。これらの支出を、「沖縄施設・区域特別行動委員会」(SACO)合意と同様、「防衛費」とは別枠で確保するのも日本政府の方針である⁴。(田巻一彦)

1 http://www.go.jp/mofaj/area/usa/nosho/henkaku_saihen.html

2 本誌225・6号参照

3 11月3日『読売新聞』他。

4 11月4日『時事通信』他。

日本・NACの 相互協力すすむ

日本政府の「新たな決意」

日本政府が提出した決議案「核兵器完全廃棄に向けた新たな決意」(11ページに全訳)は、10月26日に賛成166、反対2、棄権7の賛成多数で第1委員会(軍縮・安全保障を扱う国連総会委員会)を通過した。94年に日本が核軍縮決議を提出し始めて以来最多の賛成票数であった。12月初旬予定の総会本会議で採択されることとなる。

今年の日本決議案は、新しい題名のもと、昨年までのスタイルを一新した短いものとなった。94年からの「究極的核廃絶に向けた核軍縮」、2000年からの「核兵器完全廃棄への道程」に続く、3度目のリニューアルである。

被爆60年におけるNPT再検討会議の失敗を経て、メッセージ性を強めた簡潔な決議を作成する、という意図は、NGO・市民団体との協議の場でも外務省担当官がたびたび口にしてきたことである。美根国連軍縮大使は、10月6日の一般演説において、新しい決議案を次のように紹介し、各国の賛同を促した。

「被爆60年・国連創立60年を機に、我々は、重複を避け、簡潔で力強い決議案を生み出そうと過去の決議を見直し、再構築することとした」国際社会は、今年のNPT再検討会議および国連総会サミットで合意が達成されなかったことを乗り越えていかなければならない。…日本は、核兵器国を含むすべての国家が、あらゆる立場の違いを越えて、核兵器の完全廃棄の達成に向けて協力し、我々の決議案を支持するよう希望する。」

消えた「明確な約束」

装いを一新したとはいえ、「具体的実施を要請する行動志向の決議案」と日本政府自身が述べるように、日本政府の「ステップ・バイ・ステップ」アプローチは今年の決議案にそのまま踏襲された。日本が軍縮外交の柱としてきた、包括的核実験禁止条約(CTBT)早期発効、核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約、FMCT)交渉開始、国際原子力機関(IAEA)保障措置協定・追加議定書の普遍化は引き続きプライオリティの課題としてあげられている(FMCTについては、米国を意識して、「検証可能な」という言葉を避けた)。CTBT早期発効に日本が引き続き国際社会に強いメッセージを発していること、また、具体的な内容は明記されていないが、「(モスクワ条約の)幅を超えた核兵器削減」を米口に要求したことなど、決議案は国際的なNGOの間でも一定の評価を受けている。

しかし、第1委員会開催を前にして、広島、長崎、首都圏の市民団体が外務大臣に申し入れたように(本誌243

号参照)核軍縮の促進に向けては、このような段階的措置の積み重ねだけではなく、「全体としてのゴールを具体的に示す包括的なプランの追求」が必要である。この点において、決議案は新鮮味に欠けている。

決議案の最大の問題点は、米国をはじめ核兵器国に核軍縮義務の履行を求める主張が極めて曖昧な表現に留まっていることにある。1995年、2000年の合意は、前文で想起しているものの、主文においては再確認されていない。また、主文において「NPT加盟国が同条約第6条の下で同意する核軍縮につながる、すべての種類の核兵器のなお一層の削減を含む更なる措置」を求めているが、核兵器国が保有核兵器の完全廃棄を達成すると誓約した「明確な約束」を含む実際の措置の合意の上に努力が積み重ねられることが大前提であるという明確な認識が示されていない。後述する新アジェンダ連合(NAC。アイルランド、スウェーデン、メキシコ、ブラジル、ニュージーランド、エジプト、南アフリカの7か国)提出の決議案と比較するとその差は歴然としている。「新たな決意」と題されたこの決議案に、その名に見合うほどの日本政府の核廃絶に向けた強い意気込みを見出すことは難しい。

投票結果：NACが賛成に

日本決議に対しては、米国、インドの2か国が反対票を投じ、フランス、英国、ロシアは賛成、中国は棄権した。これらの投票パターンは昨年までと変わらない。しかし、今年最大の相違点は、過去の日本決議に棄権票を投じてきたNAC7か国が、初めて賛成に回ったことにある。

昨年の第1委員会において、NACを代表したスウェーデンのポニア大使は、「道程決議」への棄権投票の理由を次のように説明していた。

「NACは1995年および2000年NPT再検討会議における誓約が、完全な形で、当初合意された通りに確認されることが不可欠であると考えている。その点に関する解釈における相違が、我々の棄権の理由である。」

今回の日本決議においても、両者の「解釈における相違」は存在している。しかし、多国間会議を通しての核軍縮の前進が極めて困難となった現状において、NACは日本との共同歩調をとることを最優先する外交戦略をとった。だが、NACのなかでも日本決議に対する見解は分かれたと推測される。南アフリカは、日本決議の中に「明確な約束」を含む実際の措置への言及が盛り込まれていないことに不満を持ちつつも、賛成投票を投じる理由として、今年のNPT再検討会議および世界サミットの

失敗を受け、第1委員会が強いメッセージを発信すべきである、と主張した。他方、エジプトは、国際社会が不拡散措置の強化に焦点をおいていることや、イスラエルをNPTの枠外においたまま追加議定書を発効させることに躊躇を示したと伝えられる³。

NATO諸国への支持拡大

今年のNAC決議(下に全訳)は、04年と同様に「核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題された、簡潔に要求ポイントを絞ったものであった。しかし、内容的には昨年のもので大きな変化を遂げている。05年再検討会議に向けた戦略という位置づけのもと、要求項目の数を絞ることで支持拡大を狙った04年決議と異なり、今年の決議は、具体的措置の内容に踏み込むことを慎重に避けつつ、あくまで過去の核軍縮合意の履行を加速するという原則的な目標を示すものとなっている。「決議案は、NACの支持者の間で広範な協議を経たものであり、すべての参加国が支持できるであろう形で作られた」と、NACを代表した南アフリカ大使は述べる⁴。

前文において「明確な約束」を想起するとともに、主文において過去の合意を再確認し、核兵器国に対し2000年合意の実質的措置の履行を加速するよう求めた。FMCT、CTBT、新型核兵器の開発、中東決議など、今回の決議に含まれなかった具体的な要求項目は、10月3日にNACを代表した南アフリカ大使による一般演説のなかに

盛り込まれた。

10月26日、NAC決議は、賛成144、反対5(米国、英国、フランス、インド、イスラエル)、棄権19の賛成多数で第1委員会を通過した(昨年は賛成135、反対5、棄権25)。主文第4節については、別途に投票が行われ、採択された。

特筆すべきは、昨年賛成に回ったNATO加盟の8か国(ベルギー、カナダ、ドイツ、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、トルコ)に加え、新たに6つのNATO加盟国(ブルガリア、チェコ、デンマーク、アイスランド、イタリア、スロバキア)が賛成票を投じたことにある。NATO加盟国のなかに、NAC決議への支持が着実に広がっていることが示されている。

昨年に引き続きNAC決議に賛成した日本は、「(NAC)決議に含まれるすべての点に合意しているというわけではない」と繰り返しながらも、「(多国間会議での失敗にあって)このような合意の欠如が既存の軍縮・不拡散体制を損なうことのないよう、我々は最大限努力しなければならない。そのためには、すべての参加国が軍縮および不拡散の促進に向けた努力の結束させることが肝要である」と支持の必要性を明確に述べた。また、NACが日本決議に賛成票を投じたことについては、「このような相互努力と協力が、軍縮・不拡散をいっそう強化する力強い気運を生み出すことに役立つ」と高く評価した。

今年の日本決議、NAC決議は、ともに多国間会議の失敗に対する危機感を前提とし、共同歩調をとることで第1委員会における実質的成果を得ようと努めたものである。投票結果から見れば、両者ともに一定の成功を収

<新アジェンダ連合決議案>

核兵器のない世界へ: 核軍縮に関する誓約の履行を加速する

2005年10月11日 A/C.1/60/L.4

ブラジル、エジプト、アイスランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン共同提案

総会は、
2003年12月8日の決議58/51および2004年12月3日の決議59/75を想起し、
また、1995年核不拡散条約(NPT)再検討・延長会議における中東に関する決定と決議、および、2000年NPT再検討会議の最終文書を想起し、

2005年NPT再検討会議においていかなる実質的な成果も生み出すことができなかったことに加え、2005年世界サミットにおいても核軍縮および核不拡散に関連する事項について総会が合意に至らなかったことを遺憾とし、

2005年が広島・長崎の原爆投下から60周年にあたること、そして人類がこのような惨禍に二度とさらされてはならないことを心に刻み、

核兵器使用の可能性によって人類がさらされている脅威を深く憂慮し、
核軍縮に向けた拘束力のある義務および合意された措置の不履行に対する懸念の増大に留意し、

核軍縮と核不拡散は相互に補強し合う過程であって、両面での緊急かつ不可逆的な前進が求められていることを再確認し、

NPT第6条に基づく誓約にしたがい、核兵器国が核軍縮へと繋がる保有核兵器の完全廃棄を達成すると明確に約束したことを想起し、

核軍縮および核不拡散を達成するためにNPTとその普遍性の重要性を強調し、

1. 2000年NPT再検討会議の成果に

よって、核軍縮に向けた体系的かつ前進的な努力の枠組みが作られたことを再確認する。

2. 核兵器国に対し、2000年NPT再検討会議で合意された核軍縮に向けた実質的措置の履行を加速するし、それによって、すべてにとってより安全な世界を創ることに貢献することを求める。
3. また、すべての締約国に対し、核軍縮および核不拡散に関する誓約を完全に遵守するよう、また、いかなる場合も新たな核軍備競争を誘発したり、それに結びついたりするような行為を行わないよう求める。
4. さらに、すべての締約国に対し、NPTの普遍性の達成に向けて最大限の努力を払うよう求めるとともに、条約に未だ加盟していないインド、イスラエル、パキスタンの3か国に対して非核兵器国として早急かつ無条件に条約に加盟するよう要求する。
5. 第61回会合の仮議題に「核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題された項目を含め、本会議の履行状況を同会合で点検することを決定する。

(訳:ピースデポ)

めたといえよう。しかし、過去の合意の履行の加速を求めつづけるという貫いた姿勢を崩さなかったNAC決議に対し、包括的なゴールを示さぬまま、選択的に段階的措置の履行を迫った日本決議が、現状の行き詰まりを打開する本質的な勢力にどこまでなりうるかには疑問が残る。(中村桂子)

- 1 05年10月6日、美根慶樹軍縮大使による第1委員会での一般演説。
- 2 外務省ホームページ。http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_cd/gun_un/un_saitaku05.html
- 3 リーディング・クリティカル・ウィル 第1委員会モニター 第4週。
- 4 国連広報局ニュース、05年10月11日。http://www.un.org/News/Press/docs/2005/gadis3300.doc.htm
- 5 日本政府による投票理由説明、05年10月26日。

<日本決議案>

核兵器完全廃棄に向けた新たな決意

A / C . 1 / 60 / L 28

2005年10月24日

オーストラリア、ハンガラデシュ、チリ、イタリア、日本、ネパール、ニカラグア、スペイン、スイス、ウクライナ：共同提案

総会は、日本の広島・長崎被爆60周年にあたり核兵器のない平和で安全な世界の実現を目指し、すべての国が核兵器の完全廃棄に向け、更なる実際の措置および効果的施策をとる必要性を想起し、そしてまたその実現への決意を新たにし、

軍縮の過程における各国の努力の究極の目標は、厳格かつ効果的な国際管理の下に置かれた全面完全軍縮であることに留意し、

2004年12月3日の決議59/76を想起し、核戦争と核テロリズムを回避するため、あらゆる努力がなされるべきであることを確信し、

核不拡散条約(NPT)が、国際的な核軍縮と不拡散体制の礎として決定的に重要であることを再確認し、2005年NPT再検討会議における実質的な課題についての合意の欠如、これに加えて2005年9月の国連総会特別首脳会合成果文書の中から核軍縮及び不拡散に関する言及が削除されたことに遺憾の意を表明し、

1995年NPT再検討・延長会議の決定及び決議、並びに2000年NPT再検討会議最終文書を想起し、

国際の平和と安全の増進と核軍縮の促進とは、相互に補強しあっていることを認識し、

核軍縮の更なる進展は、国際的な核不拡散体制を強固なものにし、それにより国際の平和と安全の確保にも資することを再確認し、

拡散ネットワークなどによる大量破壊兵器、特に核兵器の拡散により増大しつつある危険について深く憂慮し、

2005年9月にニューヨークで開催された第4回包括的核実験禁止条約(CTBT)発効促進会議の最終宣言を歓迎し、

1. すべてのNPT締約国が、条約の全文に基づく義務を遵守することの

重要性を再確認し、同条約の再検討を効果的に進めていくことの重要性を再確認する。

2. NPTの普遍性についての重要性を再確認し、また、同条約の未締約国に対し、遅滞なくかつ無条件に同条約に非核兵器国として加入することを要請するとともに、同条約に加入するまでは条約の目標と意図を損なう行動を控え、同条約を支持する実際的な措置をとるよう要請する。
3. すべてのNPT締約国が、同条約第6条の下で誓約したあらゆる種類の核兵器の一層の削減など、核軍縮への更なる措置を奨励し、そしてまた、核兵器廃絶に向けた取組みの過程において、国際の安定を促進し、すべての国にとって安全保障が損なわれない形で、不可逆性、検証可能性、一層の透明性をもたせることの重要性を強調する。
4. ロシアや米国などの核兵器国による核兵器削減の進展を歓迎しつつ、ロシアと米国が、更なる核軍縮への一歩となるよう戦略攻撃力削減条約を完全に履行し、同条約の規定する幅を超えた核兵器削減に着手するよう奨励する。
5. 各国が、核兵器関連物質の削減に寄与すべく、国際協調の枠組みの中で引き続き努力するよう、さらに奨励する。
6. 核兵器国が、国際の安定と安全を促進する形で、核兵器システムの作戦上の地位を一層低下させることを要求する。
7. 国際の安定を促進し、かつすべての国にとっての安全保障が損なわれないとの原則に基づく方法で、核兵器使用の危険性を最小化し全面廃棄の過程を促進するために、安全保障

政策における核兵器の役割を縮小させる必要性を強調する。

8. CTBTの早期発効のために、同条約の未署名・未批准国に対し早期に署名・批准するよう要請し、同条約が発効するまでの間、核爆発実験の既存のモラトリアムを維持することの重要性を強調し、CTBTの遵守を保証するために必要となる国際監視システムなど、CTBT検証体制の継続的な整備の重要性を強く訴える。
9. 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉の即時開始と早期妥結の重要性を強調し、すべての核兵器国及びNPT非締約国に対し、同条約発効までの間、すべての兵器用核分裂物質の生産モラトリアムを宣言することを要請する。
10. すべての国家に対し、核兵器及びその他の大量破壊兵器、並びにその運搬手段の拡散を防止し抑制するための努力を倍加することを要請する。
11. 国際原子力機関(IAEA)の包括的保障措置協定及び、1997年5月15日にIAEA理事会で承認された、IAEAと各国との間の保障措置適用のための協定のモデル追加議定書の普遍化、さらに、国連安保理決議1540号(2004年4月28日採択)の完全実施など、不拡散への更なる努力の重要性を強調する。
12. 全ての国家に対し、第57回国連総会に提出された軍縮・不拡散教育に関する国連事務総長報告書にある勧告を適切に実行に移すための具体的活動に着手すること、またこの目的のために実施されてきた努力に関する情報を自発的に共有することを奨励する。
13. 核不拡散・核軍縮を促進する上で、市民社会が建設的役割を担っていくことを奨励する。

(訳:ピースデポ)

印には参照すべき原文の題名等が記載されているが省略した。

細かい文言上の修正により再提出された。オリジナルは10月12日提出。

東シナ海ガス田問題をどう考える

中国の海底油田問題で中国と日本の利害が対立しています。国際紛争の平和裡の解決という観点から、この問題をどう考えればよいのでしょうか。

問題を考える上での軸の一つである国際海洋法の視点から、都留康子さんに整理をしていただきます。また、中国の視点や国際法の観点から孫占坤さんにコメントを頂きます。

そもそもEEZ(200カイリ経済水域)とは何なのか、東シナ海でEEZはどうなっているか、東シナ海海底油田についてそれぞれの言い分は、海底資源とEEZをめぐる紛争の他の例は、などを考えながら、対立の悪化や衝突を回避するメカニズムについて議論を深めたいと思います。

<申し込みは不要です。お問合せは事務局まで>

日時:

2005年12月9日(金) 午後6時30分~

場所:総評会館502会議室

主催:NPO法人ピースデポ

内容:

状況の整理 ピースデポ

報告:国際海洋法の視点から

都留康子(東京学芸大学)

コメント:中国の視点から

孫占坤(明治学院大学)

座長:梅林宏道

日誌

2005.10.21~11.5

作成:中村桂子、林公則

DOD=米国防総省 / WMD=大量破壊兵器

10月21日 米財務省、北朝鮮の8企業を、核兵器などWMDに関与したとして制裁対象に指定。

10月21日 米韓政府の定例安保協議、米軍の「戦時作戦統制権」の韓国返還に関する協議継続など13項目の共同声明をまとめ閉幕。

10月24日 国連軍縮週間が始まる(~28日)

10月26日 国連総会第1委員会(軍縮)日本提出の核軍縮決議案「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」賛成多数で採択。(本号参照)

10月28日 政府、国民保護法に基づき、中央省庁など「指定行政機関」ごとの対応策を定めた国民保護計画を閣議決定。

10月27日 日米両政府、横須賀市を事実上の母港とする通常動力型空母キティホークの後継艦にニミッツ級原子力空母の配備で合意。

10月28日 中国の胡錦濤国家主席、平壤で金正日総書記と会談。金総書記は6か国協議共同声明を評価、第5回協議への参加を確認。

10月29日 日米両政府、日米安全保障協議委員会 2プラス2 をDODで開催し、在日米軍再編協議の中間報告を発表。(本号参照)

11月1日 防衛施設庁、在日米軍再編に関係

する自治体との協議を進める「在日米軍の兵力構成見直しに関する地元調整実施本部」を設置。

11月1日 政府、テロ支援法に基づく自衛隊の対米支援活動に、05年度分の経費28億強を今年度予算の予備費からの計上すると閣議決定。

11月3日 日本と北朝鮮の政府間対話が北京市内の日本代表団が宿泊するホテルで始まる。4日、具体的な進展がないまま終了。

11月4日 日本原燃の児島伊佐美社長、使用済み核燃料再処理工場で12月から予定していたアクティブ試験について「12月の開始は難しい」。

11月4日 国連、アナン国連事務総長による11月中旬予定のイラン訪問の中止を発表。

沖縄

10月23日 米軍再編協議での基地北部集約方針に対して、金武、恩納、宜野座の3町村長が反対を表明。

10月24日 F15戦闘機、飛行中の燃料漏れ、緊急着陸事件に対し、嘉手納町議会議がF15戦闘機の飛行禁止を要求。

10月24日 基地集約に対して、北部12首長全てが反対の見解。

10月26日 普天間基地の移籍先について、日米政府が沿岸修正案で正式合意。普天間の決着に伴う沖縄負担軽減策も合意。

10月27日 那覇防衛施設局長が稲嶺恵一知事に日米政府合意内容を説明。

10月29日付 普天間移設先として合意された沿岸案地域で、遺跡の存在を29日までに確認。

10月29日 大野功統防衛庁長官が、在沖米海兵隊を実戦部隊以外で約7千人削減すると発表。

読者はがきをご利用ください。

ご感想・リクエストをお待ちしています。

今号に、読者カードを同封しました。核兵器・核実験モニターは、10周年記念号より新しく2つの連載がスタートしましたが、いかがでしょうか。ぜひみなさまのご感想をお聞かせください。また、「インタビュー【連載】いま語る」でお話を聞いてみたいという人のご推薦がありましたら、どしどしお寄せください。

10月30日 日米再編協議の中間報告発表に対して、県民総決起大会開催。約5千人が集結。

10月31日 沿岸案について、稲嶺恵一知事が受け入れ拒否を正式表明。

11月1日 稲嶺恵一知事らの拒否に対して、麻生太郎外相が沿岸案を見直さない見解を強調。

11月4日 嘉手納町議会議が嘉手納基地の日米共同使用と航空自衛隊の一部訓練移転に反対する抗議決議を全会一致で可決。

11月5日 在沖米海兵隊のグアム移転に関し、移転費用やグアムでの施設建設費を日本側が負担する方針を日本政府が検討。

今号の略語

- BMD = 弾道ミサイル防衛
- CVN = 原子力空母
- CTBT = 包括的核実験禁止条約
- FMCT = 核分裂性物質生産禁止条約、またはカットオフ条約
- GPR = (米)世界的国防態勢の見直し
- IAEA = 国際原子力機関
- NNSA = 国家核安全保障局
- NPR = 核態勢見直し
- NPT = 核不拡散条約
- PSI = 拡散防止構想
- RNEP = 強力地中貫通型核兵器
- RRW = 信頼性代替弾頭
- WMD = 大量破壊兵器

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりますが、詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>

田巻一彦 <kz-tmk@j03.itscom.net> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 丸茂明美 <marumo@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、丸茂明美(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、青柳絢子、大澤一枝、津佐佐和子、中村和子、林公則、梅林宏道